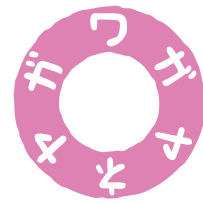


寝屋川市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ~ 平成 31 年度

子どもの笑顔を育むまち ねやがわ

寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～平成31年度 子どもの笑顔を育むまち ねやがわ



子どもの笑顔を育むまち ねやがわ



平成 27 年 3 月



寝屋川市

はじめに

本市では、平成 17 年 3 月に「寝屋川市こどもプラン」を策定し、市民の皆様が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、少子化や核家族化の進展をはじめ、共働き家庭の増加などにより、依然として子育てに対する不安感や負担の増大、待機児童問題など、子育てに関する様々な課題があります。



このような中、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が制定され、本市におきましても、子ども・子育て支援の計画的な推進と充実を図るため、「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度から平成 31 年度）を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、妊娠期から途切れのない支援を行い、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備するとともに、地域、家庭、学校等と積極的に連携を図り、地域全体で子育てを支える場の充実にも取り組み、誰もが子育てに喜びを感じ、子どもの笑顔があふれるまちづくりを進めてまいりますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました寝屋川市子ども・子育て会議委員の皆様方並びに、ニーズ調査をはじめ、子育て支援に関するヒアリング調査やアンケートにご協力いただきました多くの市民・団体の皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

寝屋川市長 馬場 好弘

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画策定体制と経過	3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	社会的な状況	5
2	教育・保育の状況	10
3	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果	14
4	「寝屋川市こどもプラン」の進捗状況及び今後の課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	25
2	基本的な視点	26
3	基本方針	27

第4章 施策の展開

1	施策体系	29
2	基本方針における具体的施策	30
	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	30
	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	34
	基本方針3 地域で子育てを支える	41
	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	44

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	47
2	量の見込み算出の考え方	49
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	53
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	63

第6章 計画の推進

1	市民及び関係機関等との連携	83
2	計画の進行管理	83

1 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「少子化社会対策基本法」（平成15年）等に基づき、子ども・子育て支援について総合的な施策が講じられてきました。平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務づけることにより、次世代育成支援対策の推進が図られました。

そして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律は、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実等を目指すもので、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に提供するため、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人を対象として、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、必要な支援を途切れなく実施することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境の整備を目的として、計画を策定しました。



【 子ども・子育て関連3法 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）

2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼稚園、保育所、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

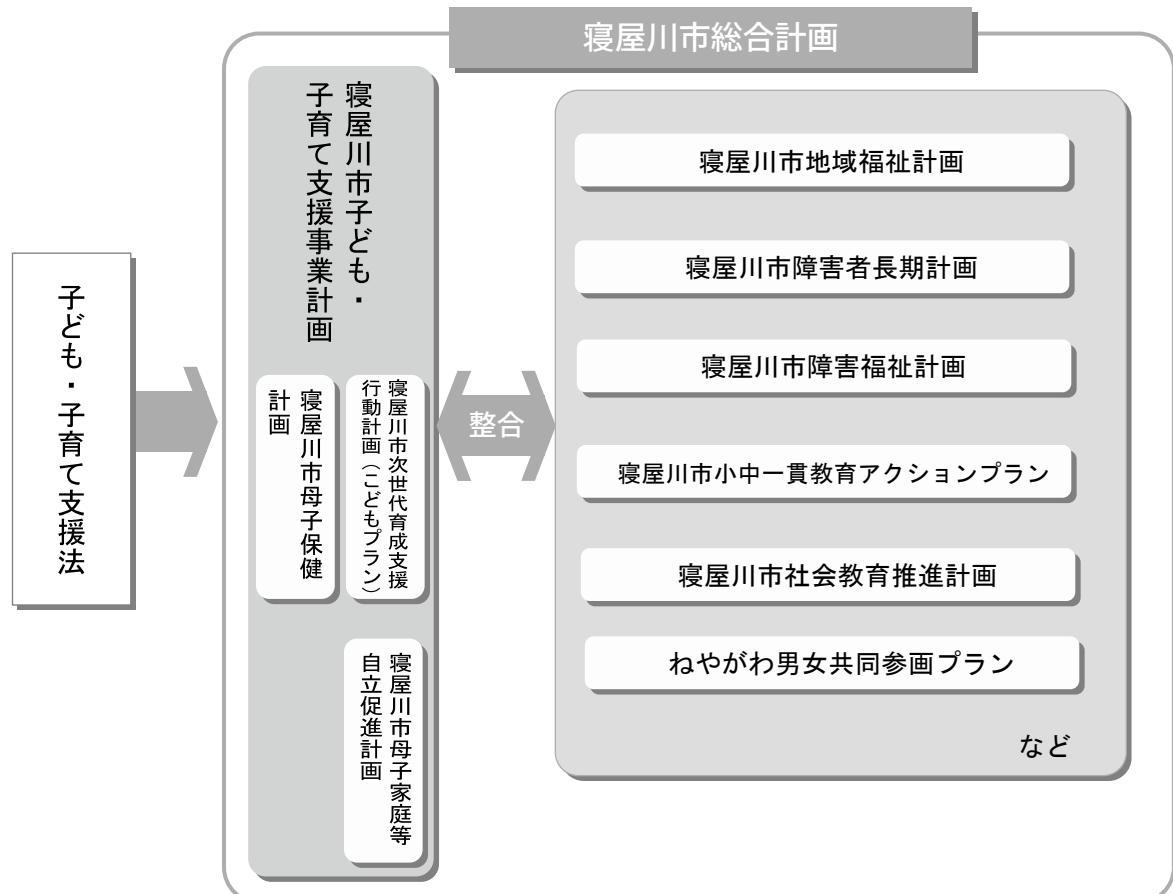
「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から10年間にわたって進めてきた「寝屋川市こどもプラン」の取組を継承しながら、子どもと子育てに関する施策を体系化します。

子どもと子育てに関する施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

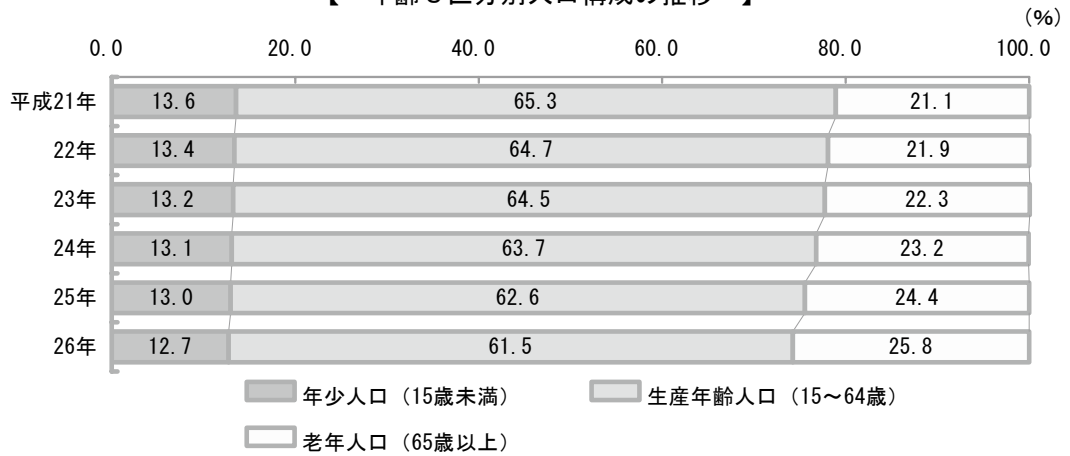
そのため、この計画は、「寝屋川市総合計画」を踏まえ、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画」、「寝屋川市小中一貫教育アクションプラン」、「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」等の関連計画との整合を図っています。

また、この計画は「寝屋川市次世代育成支援行動計画（こどもプラン）」、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」の内容を含みます。

【 計画の位置づけ 】



【 年齢3区分別人口構成の推移 】

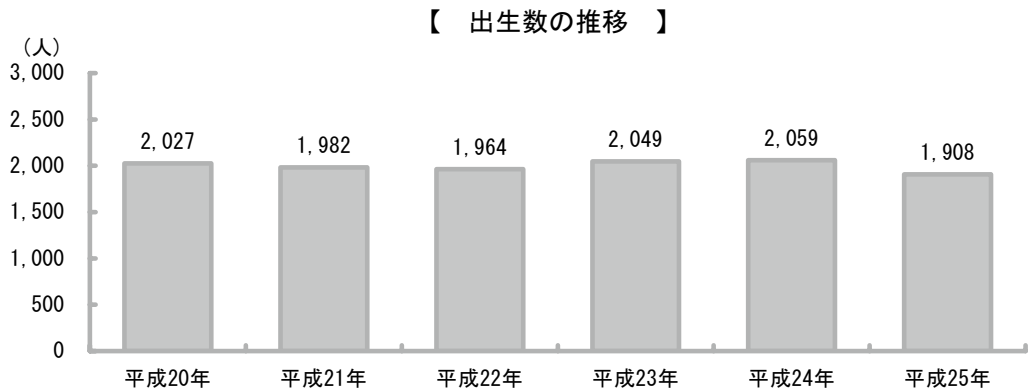


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

② 出生の動向

ア 出生数の推移

本市の出生数は、平成20年以降、2,000人前後で推移していましたが、平成25年は前年に比べて約150人減少し、1,908人となっています。

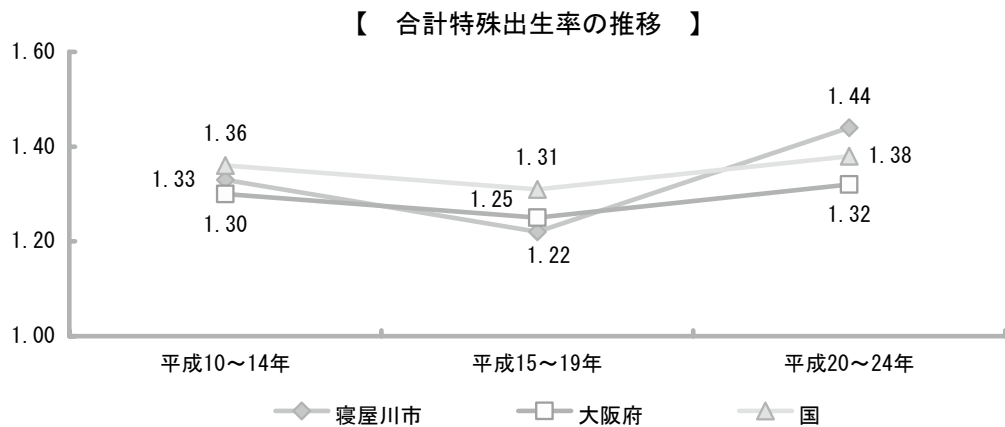


資料：寝屋川市統計書

イ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数）をみると、平成15～19年は1.22まで減少するものの、その後、平成20～24年には1.44に増加しています。

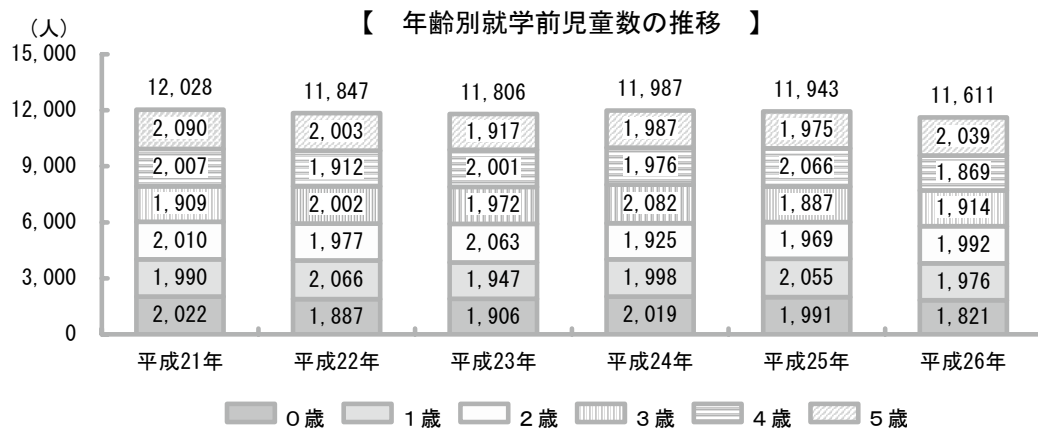
また、大阪府及び全国の平均と比較すると、平成15～19年では大阪府、国より下回っていましたが、平成20～24年は、本市が大阪府、国を上回っています。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

③ 年齢別就学前児童数の推移

本市の年齢別就学前児童数の推移をみると、平成24年に一度増加に転じるものの、全体的には減少傾向で、平成21年から平成26年の5年間で約400人減少しています。



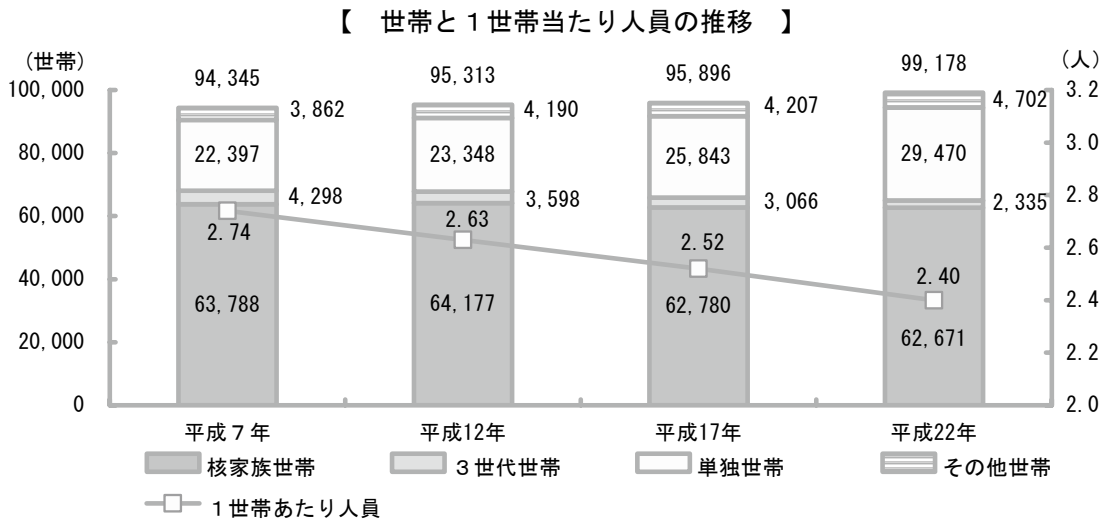
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯の動向

① 世帯と1世帯当たり人員の推移

本市の世帯は増加傾向にあり、平成7年に比べて平成22年は約4,800世帯増加しています。しかし、内訳をみると、単独世帯は急速に増えているものの、核家族世帯、3世代世帯は減少しています。特に、3世代世帯は、平成7年からの15年間で半数近くまで減少しています。

また、単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの人数も減少しています。

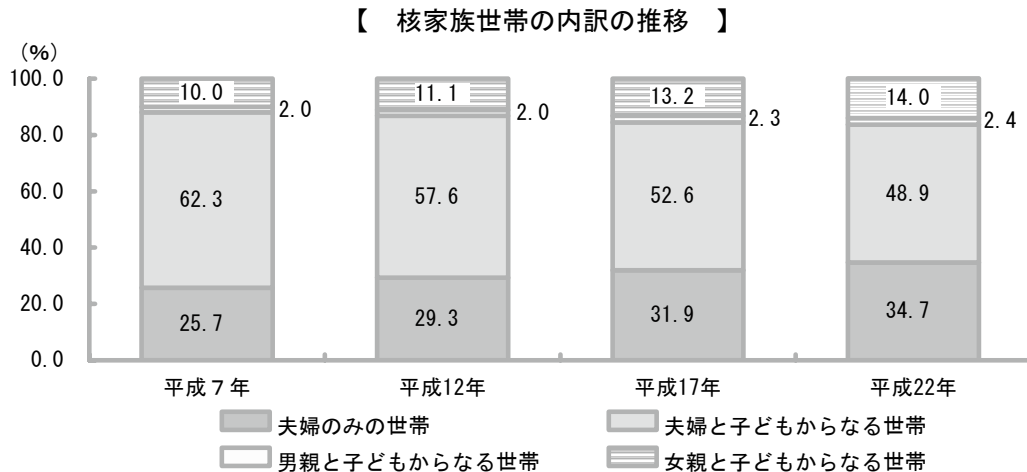


※3世代世帯は、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族からなる世帯」の合計としています。

資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

本市の核家族世帯の内訳の推移をみると、夫婦のみの世帯の割合が高くなっており、夫婦と子どもからなる世帯は減少しています。



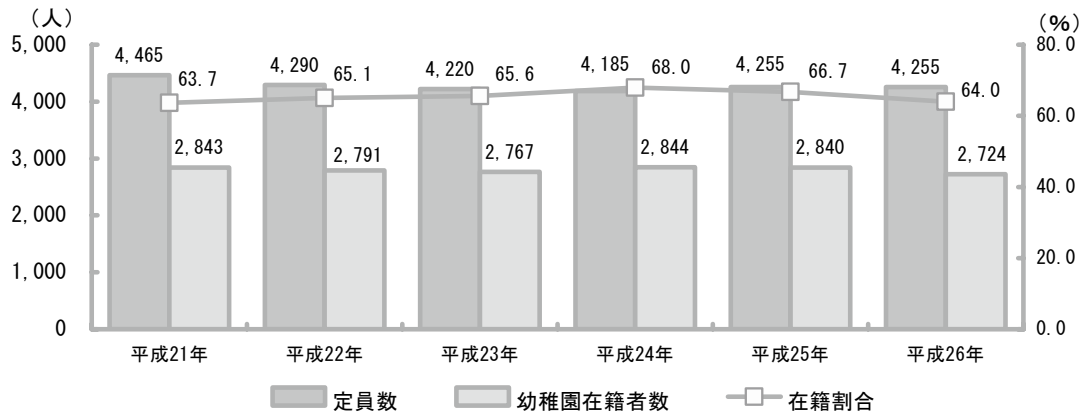
資料：国勢調査

② 幼稚園等の状況

ア 幼稚園等の定員数と在籍者数の推移

本市の幼稚園等の定員数と在籍者数の推移をみると、定員数は平成21年の4,465人以降減少傾向となっており、平成26年で4,255人となっているものの、幼稚園の在籍割合は、65%前後で推移しています。

【 幼稚園の定員数と在籍者数の推移 】



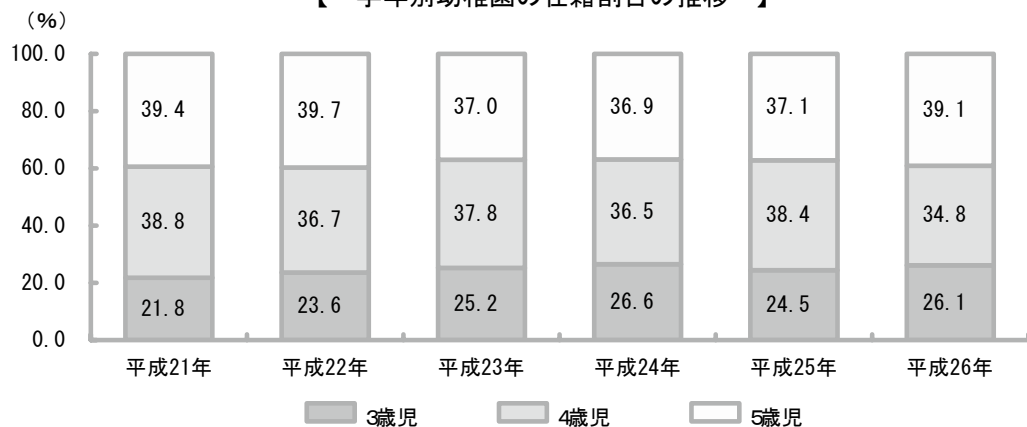
※平成26年の数値には認定こども園在籍者（幼稚園部分）を含みます。

資料：学務課（各年5月1日現在）

イ 学年別幼稚園等の在籍割合の推移

本市の学年別幼稚園等の在籍割合の推移をみると、各学年の割合はほぼ横ばいとなっています。

【 学年別幼稚園の在籍割合の推移 】



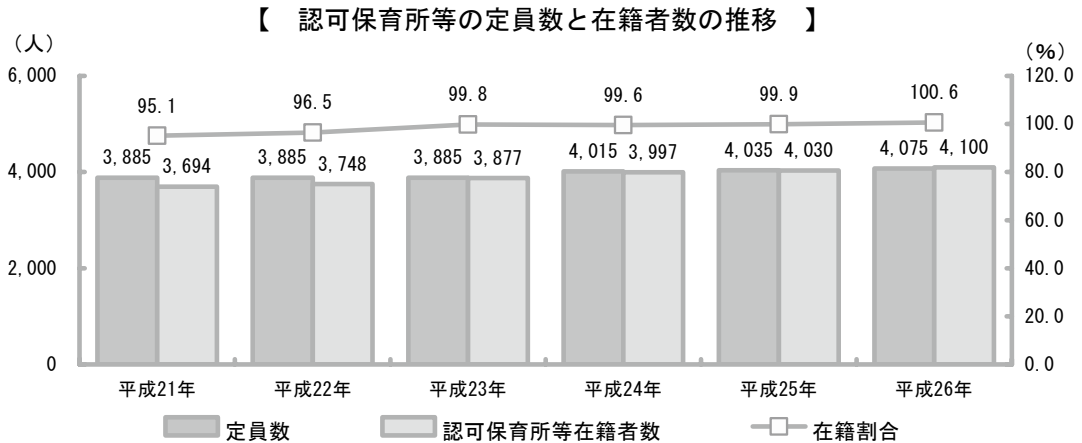
※平成26年の数値には認定こども園在籍者（幼稚園部分）を含みます。

資料：学務課（各年5月1日現在）

③ 認可保育所等の状況

ア 認可保育所等の定員数と在籍者数の推移

本市の認可保育所等の在籍者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成26年の定員数に対する在籍割合は100.6%となっています。

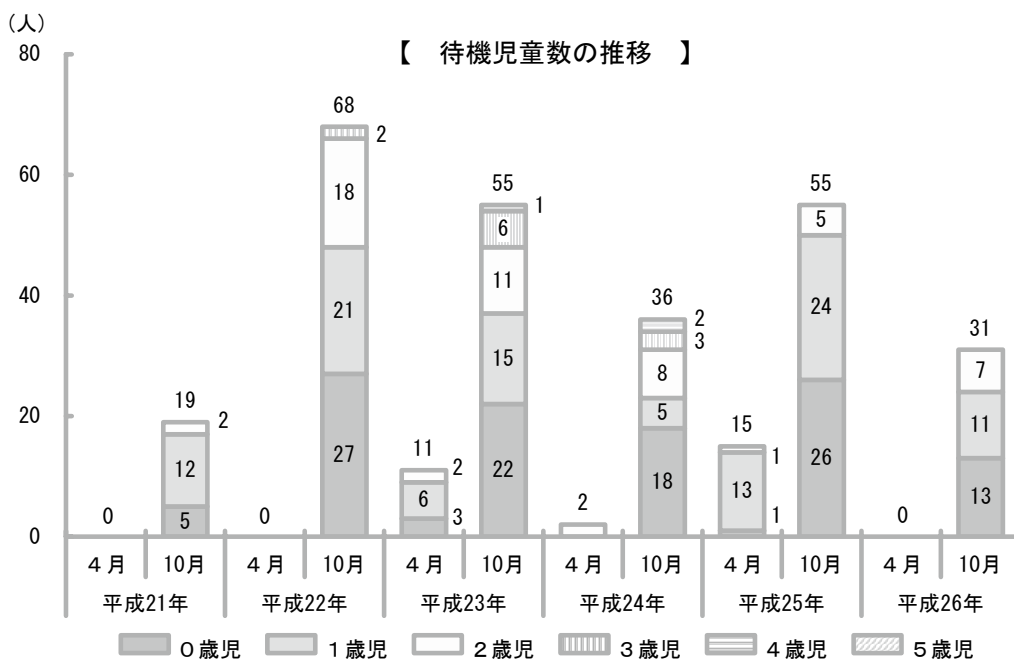


※平成26年の数値には認定こども園（保育所部分）の在籍者を含みます。

資料：こども室（各年4月1日現在）

イ 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、毎年4月時点で減少し、0～2歳児を中心に、年度途中に増加していきます。平成23年から平成25年にかけては、4月時点でも待機児童が発生していますが、平成26年は0になりました。10月時点の待機児童数は、平成22年をピークに、平成24年までは減少していましたが、平成25年は増加しています。



資料：こども室（各月1日現在）

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の現状●●●●●●●●●●

① 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数の状況

本市の放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）では、原則1～3年生を対象に受入れを行っています。入会児童数は、学年が上がるにつれ減少しています。

【 学年別入会児童数の状況（平成26年5月1日現在） 】

学 年	1 年 生	2 年 生	3 年 生	1～3 年 生 合 計	4～6 年 生 合 計	入 会 児 童 数	定 員 数
合 計	647	568	386	1,601	63	1,664	1,695

(人)

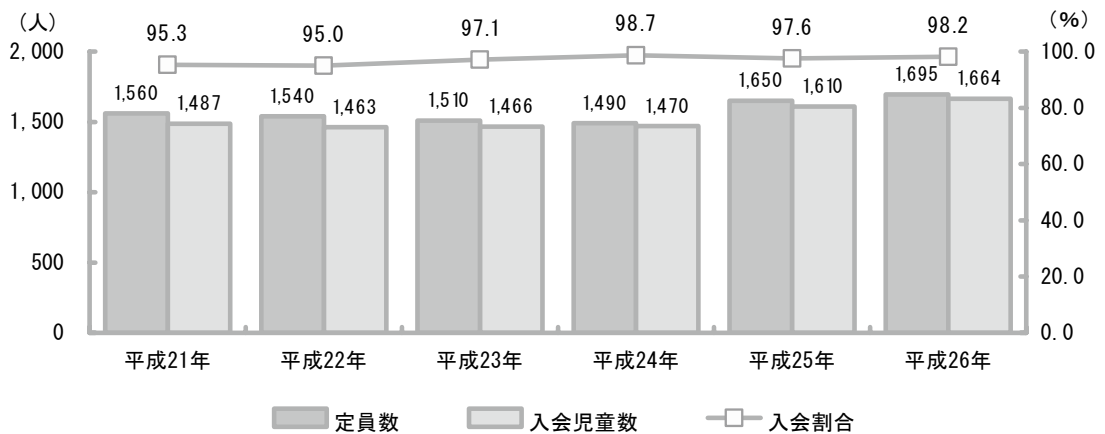
※定員数に達していないところでは、4年生以上も受け入れています。

資料：社会教育課

② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の定員数と入会児童数の推移

本市の定員数と入会児童数の推移をみると、定員数を増やした平成25年度以降も、入会児童数の定員に対する割合はほぼ100%となっています。

【 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の定員数と入会児童数の推移 】



資料：社会教育課（各年5月1日現在）

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

① 平日に利用している教育・保育事業（複数回答）

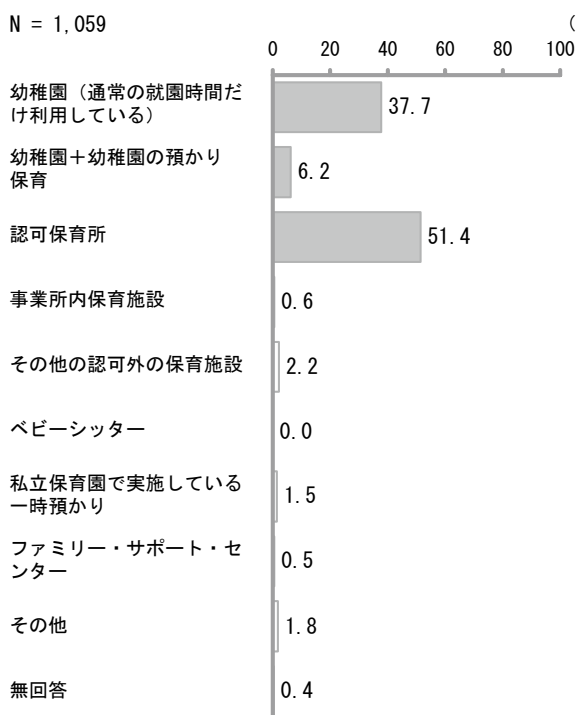
幼稚園や保育所等を定期的に利用している人のうち、「認可保育所」の割合が51.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が37.7%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が6.2%となっています。

② 平日に利用したい教育・保育事業（複数回答）

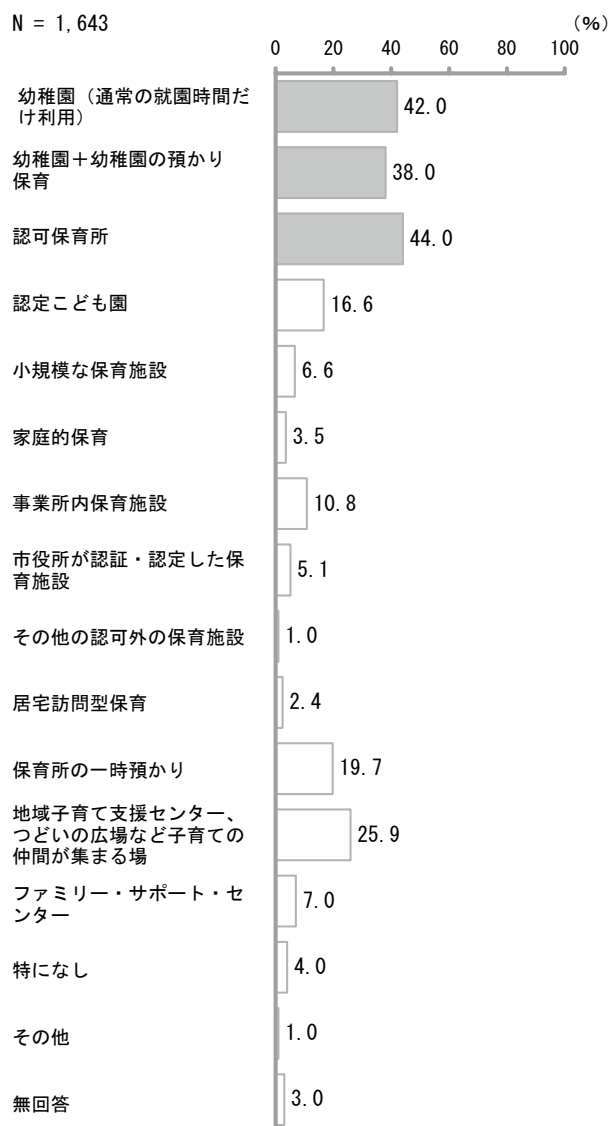
現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」の割合が44.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が42.0%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が38.0%となっています。

【就学前児童がいる世帯】

①平日に利用している教育・保育事業



②平日に利用したい教育・保育事業



直近1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等の通常の事業が利用できなかったことが「あった」家庭が全体で77.6%となっています。

対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」の割合が57.8%と最も高く、次いで「自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が33.9%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が25.8%となっています。

(4) 小学校就学後における放課後の過ごし方について ●●●●●●●●●●

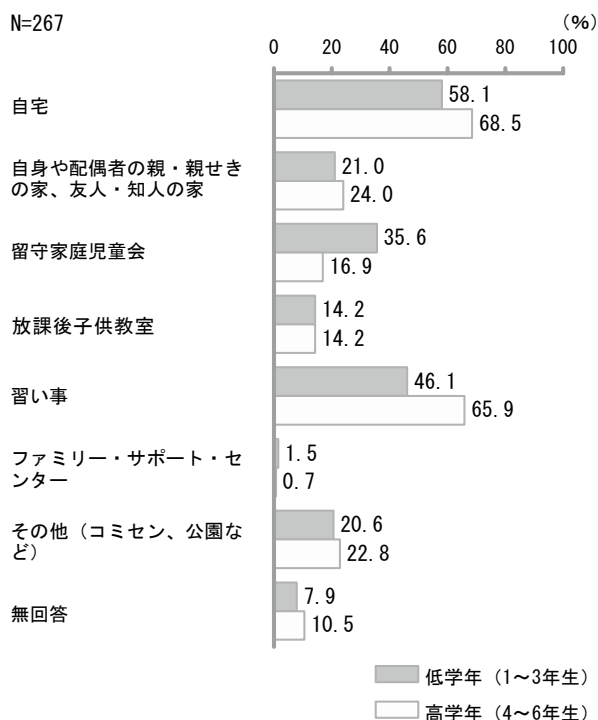
保護者が希望する子どもが小学校に就学してからの放課後の過ごし方（複数回答）

子どもが小学校に就学してからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）の間は、「自宅」の割合が58.1%と最も高く、次いで「習い事」の割合が46.1%、「留守家庭児童会」の割合が35.6%となっています。

高学年（4～6年生）の間は、「自宅」の割合が68.5%と最も高く、次いで「習い事」の割合が65.9%、「自身や配偶者の親・親せきの家、友人・知人の家」の割合が24.0%となっています。

【5歳児がいる世帯】

N=267

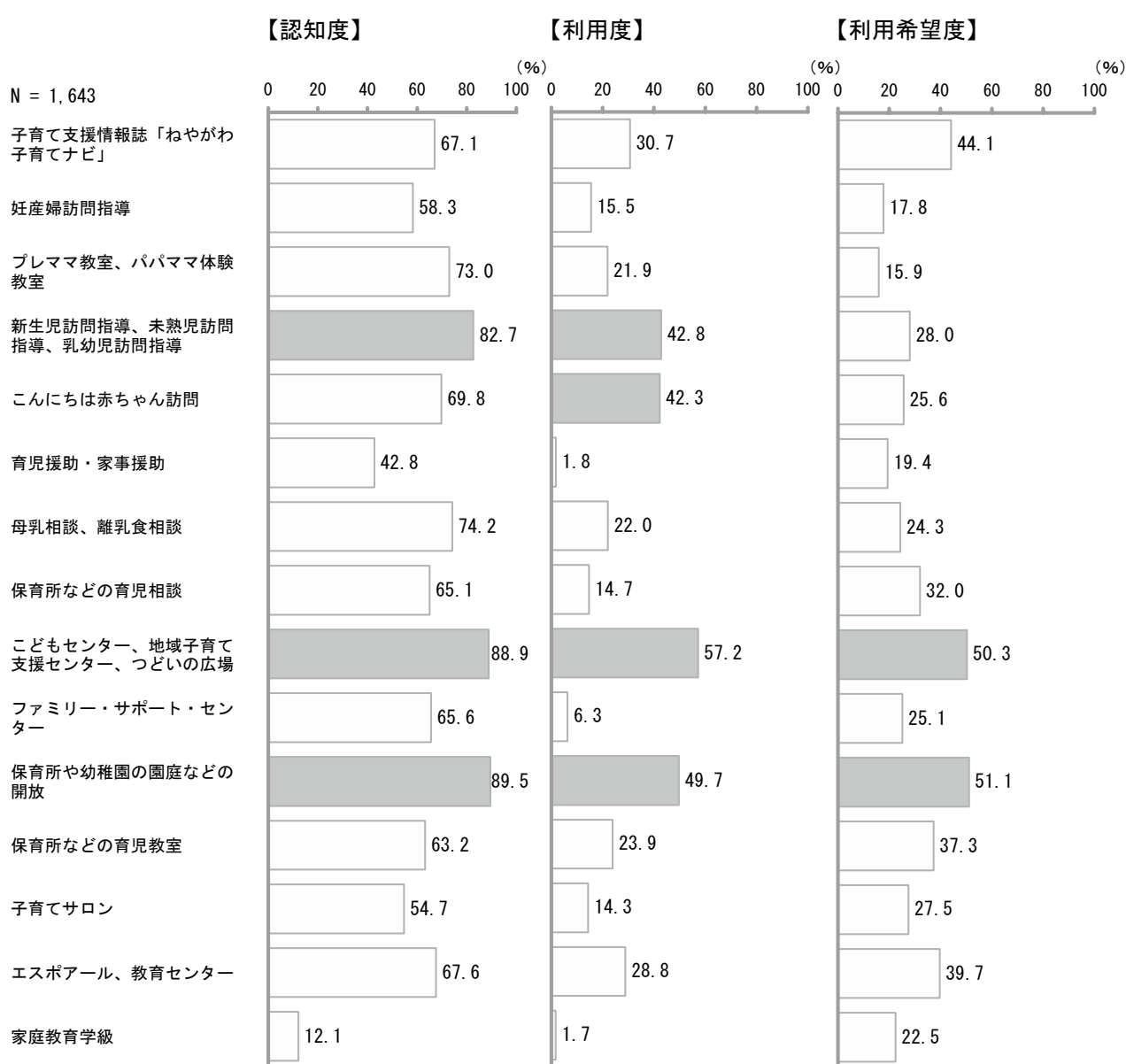


(5) 子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度 ●●●●●●●●●●

子育て支援事業については、「新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児訪問指導」、「こどもセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場」、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」を「知っている」と答えた人が8割を超えています。

利用したことがある人は、「新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児訪問指導」、「こんにちは赤ちゃん訪問」、「こどもセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場」、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」で、4割を超えています。

今後の利用希望については、「こどもセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場」、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」で、約5割となっています。



育児休業の取得日数は、母親については、「351日～400日」の割合が27.2%と最も高く、次いで「251日～300日」の割合が11.7%、「201日～250日」の割合が8.3%となっています。

父親については、「7日」の割合が18.6%と最も高く、次いで「3日」の割合が10.2%、「2日」「5日」の割合が8.5%となっています。

② 育児休業を取らずに働いた（取得していない）理由（複数回答）

育児休業を取らずに働いた（取得していない）理由は、母親では、「仕事が忙しかった」の割合が24.3%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が16.2%となっています。

父親では、「配偶者が無職である、自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が29.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が28.5%となっています。

【就学前児童がいる世帯】

	(件・%)	
	母親	父親
件数	37	1,279
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	8.1	24.8
仕事が忙しかった	24.3	28.5
出産後すぐに仕事に復帰したかった	5.4	0.1
仕事に戻るのが難しそうだった	2.7	4.1
昇給・昇格などが遅れそうだった	0	4.9
収入減となり、経済的に苦しくなる	16.2	24.3
保育所などに預けることができた	10.8	0.9
配偶者が育児休業制度を利用した	0	15.4
配偶者が無職である、自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	5.4	29.9
子育てや家事に専念するため	2.7	0.1
職場に育児休業の制度がなかった	10.8	14.1
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	5.4	0.2
育児休業を取れることを知らなかった	0	1.9
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らなかった	0	0.8
その他	21.6	3.3
無回答	35.1	26.7

③ 1日あたりの子どもと過ごす平均時間

1日あたりの子どもと過ごす平均時間は、母親で、平日が14.8時間、休日が20.5時間、父親では、平日が3.8時間、休日が16.4時間となっています。

【就学前児童がいる世帯】

全体		母親		父親	
平日	休日	平日	休日	平日	休日
9.5	18.5	14.8	20.5	3.8	16.4

④ 子どもと一緒に過ごす時間は十分だと思うか

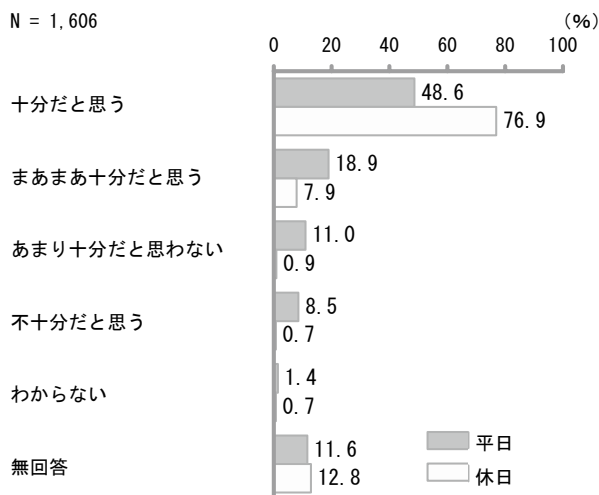
母親、父親とも、休日については、「十分だと思う」の割合が最も高く（母親76.9%、父親54.3%）、次いで「まあまあ十分だと思う」となっています（母親7.9%、父親15.6%）。

一方、平日については、母親は「十分だと思う」の割合が最も高く（48.6%）、次いで「まあまあ十分だと思う」（18.9%）と感じているのに対し、父親は「不十分だと思う」（32.1%）、「あまり十分だと思わない」（20.8%）の割合が高くなっています。

【就学前児童がいる世帯】

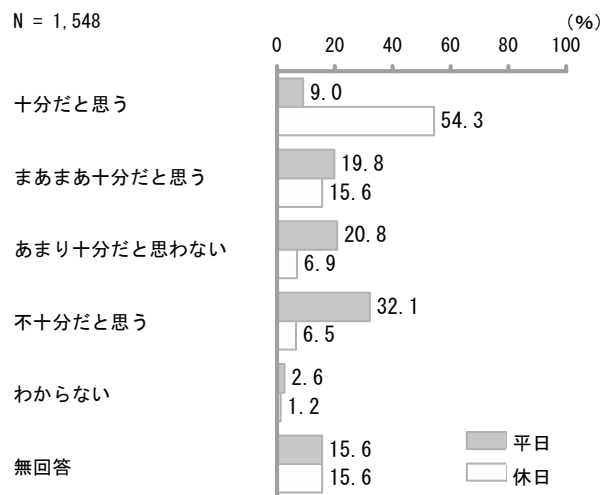
【母親】

N = 1,606



【父親】

N = 1,548



② 子育て家庭を支える地域づくり

本市では、全中学校区に地域子育て支援拠点を設置するなど、子育て家庭を対象とする様々な子育て支援施策を展開してきました。しかし、子育て支援団体等を対象としたヒアリング調査では、これらの子育て支援事業を利用せず、育児に対する不安や負担感を抱え込んでいる保護者を懸念する声が聞かれました。

これまで以上に関係部署・事業間の連携を強め、周囲から孤立している家庭を把握し、訪問指導等による適切な保育環境の確保、相談及び子育て支援事業の利用促進等、継続的な支援や情報提供の充実が求められます。

また、子育て経験者や子育て支援団体等、地域の人材や組織とも連携し、身近な地域の中で子どもと子育て家庭に対する見守りや支援を行うなど、保護者の孤立を解消する取組が必要です。

③ 困難を抱えている家庭への支援

周囲と関係をつくるきっかけがなく、孤立している家庭では、保護者が育児に対して強いストレスを感じていたり、適切な保育がなされていない場合があり、児童虐待等の深刻な事案の発生も懸念されます。

支援が必要な家庭では、保護者自身の子育てに対する経験不足、子どもの発達、経済的な困窮等、複数の問題が混在していることから、今後も寝屋川市要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、包括的・継続的な支援に取り組むとともに、研修等により担当職員の専門性を向上する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおりとします。

子どもの笑顔を育むまち ねやがわ



子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとりひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展の礎となるものです。地域や社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

「子ども・子育て支援法」の理念を踏まえ、保護者が喜びを感じながら子どもと向き合い、すべての子どもたちが豊かな愛情のもとで健やかに成長していく社会をつくる必要があります。

地域全体で子育てを支援するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進め、子どもの笑顔を育むまちを目指して、子ども・子育て支援施策を推進します。

2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している現在、地域全体で子ども・子育て支援を行う必要があります。

本計画では、次の4つを基本的な視点として、子ども・子育て支援の取組を行います。

(1) すべての子どもと子育て家庭に必要な支援を行う

ひとりひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するために、すべての子どもや家庭に対して、適切な支援を行います。

(2) 保護者が子育ての喜びを感じられるよう支援する

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が自己肯定感を持ちながら、愛情をもって子どもと向き合える環境を整えます。

子どもの笑顔を育むまち ねやがわ

(3) 途切れのない支援を行う

妊娠期から途切れのない支援を行い、発達段階に応じた教育・保育、子育て支援を提供することで、子どもの健やかな成長を促すとともに、配慮の必要な子どもや家庭を早期に把握し、適切な子育てが行われるよう支えていきます。

(4) 地域全体で子どもの成長と子育て家庭を支える

地域で活動する様々な組織や人々が連携し、子どもや子育て家庭を見守るとともに、子どもや保護者が地域とつながりを持ち、互いに支え合うことができる関係づくりを進めます。

3 基本方針

基本理念を実現するために、次の4項目を基本方針とし、施策を総合的に推進します。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

安心して子どもを産み育てることができるように、妊娠期から継続して母親と子どもの健康を確保するとともに、出産や育児に対する不安を和らげ、喜びをもって子どもの誕生を迎えられるよう保護者を支援します。

また、子どもの誕生を契機として、男女がともに子育てに向き合い、仕事と子育ての両立が実現できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもに、ひとりひとりの特性に合った教育・保育を成長に合わせて継続的に提供し、子ども自身の力を培い、伸ばし、支えていく環境づくりを推進します。

基本方針3 地域で子育てを支える

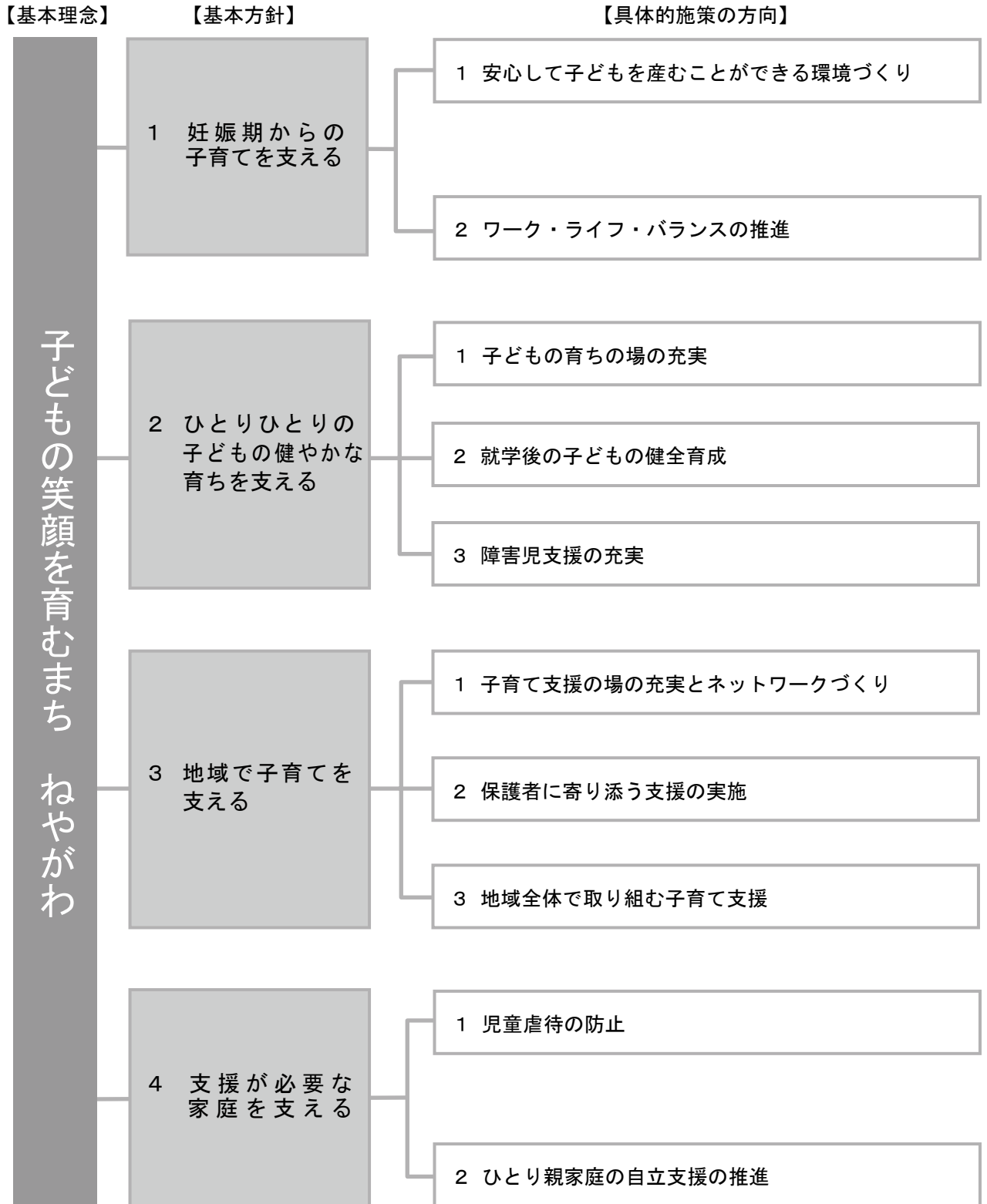
すべての保護者が、喜びや生きがいを実感しながら子育てできるように、身近な地域において、保護者の不安や悩みに寄り添った子育て支援を充実します。また、地域の多様な人材と連携し、地域の中で子どもや子育て家庭を支える取組を推進します。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

家庭環境等において配慮が必要な子どもや保護者を把握し、継続的な支援を実施することにより、社会的支援が必要な家庭を支え、だれもが安心して子育てができる環境づくりを推進します。

1 施策体系

基本方針に基づく具体的施策の方向は次のとおりです。



《関連事業》

- ・ 妊婦健康診査 【確保方策（P. 82）】
- ・ 妊婦歯科健康診査
- ・ 母子健康手帳交付（妊娠届出の受理）
- ・ 予防接種事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 母子保健訪問指導
- ・ 母子保健相談
- ・ マタニティコンサート
- ・ 乳幼児保健歯科教室
- ・ 母子保健教室
- ・ 食育推進事業



2 ワーク・ライフ・バランスの推進

子どもの誕生は、保護者の仕事と家庭生活の両立を見直す大きな転機です。しかし、厳しい経済状況が続く中、全国的に共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別による役割分担意識が残っており、女性が出産を機に退職せざるを得ないなど、仕事と子育ての両立については様々な課題があります。

ニーズ調査の結果においても、育児休業を取らずに離職した母親（全体の14.5%）の中には、離職の理由として「仕事に戻るのが難しそうだった」（24.0%）、「職場に育児休業の制度がなかった」（22.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（19.7%）を挙げている人がいます。一方で父親については、「育児休業を取らずに働いた」の割合が82.6%となっています。また、平日に子どもと過ごす時間についても、父親は平均で4時間を下回っており、5割以上の人十分とは感じていません。

保護者が男女ともに子どもや子育てに向き合い、家庭における子育ての負担や不安を分かち合える環境づくりを推進していきます。

- 仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、保護者が男女ともに子育てと向き合える、仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、市民、事業者等への一層の普及啓発を行います。
- 産前産後休業や、父親を含めた育児休業の取得について、情報提供を行います。
- 父子健康手帳の交付やパパママ体験教室の開催を通じて、男性の育児への取組促進を図ります。

《関連事業》

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発
- ・父子健康手帳交付事業
- ・パパママ体験教室・プレママ教室
- ・ねやがわパパコンテスト（※）

※ねやがわパパコンテスト

父子で参加し、子ども・家族に関するクイズや親子のふれあい遊びを実施して、ベストパパを選ぶコンテスト。男性が育児に取り組むきっかけづくりや市民への啓発を行っています。

《関連事業》

- ・ 幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）【確保方策（P. 53）】
- ・ 幼稚園の預かり保育【確保方策（P. 75）】
- ・ 特色ある幼稚園づくり事業
- ・ 保育（保育所、認定こども園等）**拡充**【確保方策（P. 57）】
- ・ 地域型保育事業 **新規**
- ・ 保育士バンク事業



3 障害児支援の充実

近年、従来の3障害（身体、知的、精神）に加え、発達障害（自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等）やその周辺群の子どもたちが増加傾向にあり、支援のあり方が課題となっています。また、医療的ケアをはじめとして、ひとりひとりの子どもの状態に応じた支援の充実が求められています。

本市では、あかつき・ひばり園を中心として、就学前児童の専門的な療育・相談事業を推進してきたほか、寝屋川市障害児関係機関協議会において各機関が緊密に連携し、乳幼児期から学齢期まで継続的な支援ができるよう情報共有を行ってきました。

今後も、障害のある子どもたちが地域の中でともに育ち、安心して生活できるような環境づくりを進めます。

- 妊婦・乳幼児健診や保健師の訪問指導により、発達障害を含む障害の早期発見、早期療育につなげていきます。
- 児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）をはじめとして、児童発達支援事業（どんぐり教室等）、放課後等デイサービスにおいて、年齢や障害等に応じて、必要な支援を実施します。
- 幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）における障害児保育及び保育所等訪問支援・巡回相談、居宅介護等の在宅支援、就学相談により、障害のある子どもの地域における育ちを継続的に支えていきます。
- 障害のある子どもとその家族への支援施策として、居宅介護、短期入所、移動支援事業等による支援を実施します。
- 進学時等に本人の特性、注意点等及び本人や家族の意思を関係機関に伝えることがスムーズに行えるよう「サポート手帳」を配布し、ライフステージを通じての支援が、より効果的に行えるようにします。
- 寝屋川市障害児関係機関協議会において、保健、福祉、教育の各関係機関が情報共有・連携を図り、総合的な支援を推進します。
- 寝屋川市自立支援協議会において、上記の「サポート手帳」の活用方法をはじめとして、障害児の支援のあり方について協議する障害児部会を設置します。

《関連事業》

- ・ 児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業
- ・ 児童発達支援事業（どんぐり教室等）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 障害児保育
- ・ 巡回相談
- ・ 居宅介護
- ・ 移動支援事業
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 就学相談等小学校との連携
- ・ 短期入所



1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

本市ではこれまで、地域の身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の場として、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）の整備に取り組み、平成26年度には全中学校区への設置を終えました。

また、幼稚園、保育所、認定こども園では、園庭開放や育児相談等を実施し、多くの子育て家庭が利用しています。

今後も保護者にとって身近な情報提供、相談、交流の場として、さらに利用しやすい子育て支援事業の提供を図るとともに、地域の団体との連携に取り組んでいきます。

○子どもが生まれる前から、より気軽に、身近な地域の保育所で継続的に相談等が受けられるマイ保育所事業（※）を開始します。

○地域子育て支援拠点や保育所等の専門性を生かした子育て支援事業を実施するとともに、子育てサロン等地域の団体の活動と連携します。

○地域子育て支援拠点事業、保育所、各種訪問事業、子育て応援リーダー等が連携し、地域全体で子育てを支えます。

《関連事業》

- ・ マイ保育所事業 **新規**
- ・ 地域子育て支援拠点事業【確保方策（P.73）】
- ・ 利用者支援事業【確保方策（P.63）】（再掲）
- ・ 幼稚園の地域開放、ふれあい文庫
- ・ 保育所の地域子育て支援事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【確保方策（P.71）】（再掲）
- ・ 子育て応援サポーター事業
- ・ 子育て応援リーダー事業

※マイ保育所事業

妊婦や在宅で子どもを育てている人が、身近な保育所に登録し、保育士等から子育て相談等の継続的な支援をより気軽に受けることができる事業です。子育て等についての不安や悩みを解消できる場を提供します。

2 保護者に寄り添う支援の実施

少子化・核家族化等に伴い、幼い子どもと接する経験が少なくなっていることに加え、身近に相談できる相手がいない、子育ての大変さに対する周囲の理解がないなどの理由で、保護者が不安や負担を感じていたり、孤立している状況がうかがえます。子育て支援団体等を対象としたヒアリング調査においても、子育て支援事業の利用や周囲の人との交流になかなか踏み出せず、つらさを感じている保護者が多いのではないかという声が聞かれました。

保護者や家庭の状況に応じたきめ細やかな支援により、ゆとりと喜びをもって子どもと向き合えるよう、関係機関が連携して取組を進めていきます。

- こんにちは赤ちゃん訪問等の訪問事業や地域子育て支援拠点事業が連携して、孤立しがちな家庭等、育児不安が高い保護者を把握し、適切な支援の実施を図ります。
- 子育て応援リーダーが、保育所での子育て支援事業や乳幼児健康診断等の機会を活用して、保護者の身近な相談相手となり、各家庭に合った地域の子育て支援事業の利用に結び付けるなど、保護者の不安や孤立感の軽減を図ります。
- 育児援助・家事援助事業、養育支援訪問事業等を継続的に実施し、児童虐待の未然防止や養育環境の改善を図ります。
- 子どもとの関わり方や子育て、しつけ等を学ぶ機会を充実し、前向きで良好な保護者と子どもの関係の構築を促進します。
- 子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問や相談活動を実施し、引き続き、孤立する家庭への支援を行います。
- 子育て応援リーダー、家庭教育サポーター等、家庭を支援する人材の発掘・養成及び関係機関等との連携の強化に努めます。

《関連事業》

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)【確保方策(P.71)】(再掲)
- ・ 子育て応援サポーター事業 (再掲)
- ・ 子育て応援リーダー事業 (再掲)
- ・ 養育支援訪問事業【確保方策(P.72)】
- ・ 育児援助・家事援助事業【確保方策(P.72)】
- ・ 家庭児童相談
- ・ 親支援プログラム事業
- ・ 家庭教育サポーター派遣事業
- ・ 家庭教育学級

3 地域全体で取り組む子育て支援

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するためには、地域や社会のあらゆる分野における構成員が、子どもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

ニーズ調査では、7割以上の家庭が、同じ年頃の子どもを持つ保護者、近所の人等、地域の人たちに子育てを支えられていると感じています。日常的な地域とのつながりは、保護者の不安や負担を軽減し、子どもが社会性を身に付ける上でも重要です。

本市では、校区福祉委員会等が運営する子育てサロンや子育て支援団体、育児サークル等がそれぞれ工夫を凝らしながら、子育て家庭の交流や相談の場を提供しています。また、中学校区ごとの地域教育協議会等、学校・家庭・地域が連携し、「地域で子どもを育てる、顔のわかる地域」の実現を目指し、子どもの安全見守りや世代間交流等に取り組んできました。

今後も地域で活動する団体、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等の関係機関、そして地域に住む人々が連携し、「地域の子ども」として、子どもや子育て家庭を見守るとともに、市内全域の小中学校区ごとに設立される地域協働協議会での取組も視野に入れていく必要があります。

また、子育て家庭が地域において安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、子どもの安全対策や、公園の整備、公共施設のバリアフリー化等を進めていきます。

- 幼稚園、保育所、学校等での体験活動において、専門的な技能や知識を持つ人材と連携し、子どもたちと地域の人との関係づくりを進めます。
- 地域子育て支援拠点、保育所等において、場所や物品の貸出しなど、子育て支援サークルの活動を支援します。
- オムツ替えや授乳等ができるスペース「赤ちゃんの駅」の充実を図ります。

《関連事業》

- ・子育てサロン等の地域における子育て支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業【確保方策（P.81）】（再掲）
- ・子育て応援リーダー事業（再掲）
- ・子育て支援グループの育成
- ・地域人材との連携
- ・子どもの安全対策（地域の見守り活動）
- ・赤ちゃんの駅

1 児童虐待の防止

近年、少子化・核家族化により保護者が子育て経験に未熟であることや経済不況等を背景に、保護者が妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安やストレスを抱えているといわれ、子どもを虐待してしまう痛ましい事件の発生が大きな社会問題となっています。本市における児童虐待相談受付件数は年々増加していますが、このことは児童虐待に対する市民の問題意識の高まりを表しているともいえます。

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、未然防止及び発生時の迅速・適切な対応が求められます。

本市では、寝屋川市要保護児童対策地域協議会において、被虐待児に加え、虐待の発生リスクの高い児童や支援を要する妊婦を対象とし、妊娠期からの支援を継続実施しています。

今後も地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもに対するサポート等、総合的な支援を実施していきます。

○母子保健訪問指導やこんにちは赤ちゃん訪問、こども室支援連絡会議（CSA）での連携を通じて、育児不安が高い家庭を早期に把握し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげます。

○寝屋川市要保護児童対策地域協議会での連携をさらに緊密化し、リスクの高い家庭を包括的かつ継続的に支援することにより、子どもを守るための地域ネットワーク機能を強化します。

○市内の幼稚園、保育所等を対象に、児童虐待を受けている恐れのある子どもやその保護者への対応について実践的な研修を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応への体制を整えるとともに、家庭児童相談室との連携を強化します。

○ショートステイの活用及び母子生活支援施設等との連携により、児童虐待の未然防止に努めます。

○所在不明の児童については、必要に応じて関係機関と連携し、所在把握に努めます。

○子育て全般に関する身近な相談場所として、家庭児童相談室の周知を図ります。

○啓発活動や講演会の実施により、児童虐待防止に対する市民のさらなる意識向上を図ります。

《関連事業》

- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 家庭児童相談（再掲）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ等）【確保方策（P.70）】（再掲）

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等に伴い、本市においてもひとり親家庭の割合は増加傾向にあります。

国の調査（全国母子世帯等調査）では、母子家庭の就業している母親のうち、「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%と、非正規雇用の割合が高くなっていることから、安定した就業を可能にするための支援が必要となっています。経済的な課題と併せて、ひとり親家庭の保護者は、仕事、家事、子育てをすべてひとりで担うことから、特に家事等に不慣れな父子家庭では、仕事と家庭生活の両立が困難となっていることが少なくありません。

また、このような生活面での問題や親との離別が子どもに与える影響も懸念されます。

今後もひとり親家庭が安心して暮らしていけるよう、精神的・経済的な支援に関する情報提供や相談を実施していきます。

- 多様な保育の提供や母子生活支援施設への入所支援により、仕事と子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援します。
- 研修等により母子・父子自立支援員の資質向上を図り、各家庭の抱える問題に総合的に対応するとともに、ひとり親家庭の福祉の増進を目的とする福祉団体や、小学校区ごとに委嘱されている大阪府母子福祉推進委員との連携を密にし、きめこまやかな情報提供、支援を行います。
- ハローワーク等との連携により就労支援を充実するとともに、母子・父子自立支援員による自立支援プログラムの策定、資格取得のための給付金の支給等の支援を計画的に進め、安定した就業と自立に結び付けます。
- 養育費の支払いについて、広報・啓発活動を推進します。
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給及びひとり親家庭医療費の助成等、経済的支援が円滑に受けられるように、関係部署間及び大阪府との連携を図ります。

《関連事業》

- ・ 母子生活支援施設への入所支援
- ・ 母子・父子自立支援員による相談の充実
- ・ 情報提供体制の充実
- ・ 地域就労支援
- ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給
- ・ 自立支援プログラムの策定・推進
- ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- ・ ひとり親家庭医療費の助成

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針では、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）を定める必要があるとしています。

本市の場合は、コミュニティセンターの圏域（コミセンエリア）を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業については、それぞれのニーズの総量や現状の提供状況により、一定の広域性をもった提供区域を設定します。



【各コミセンエリアの概要】

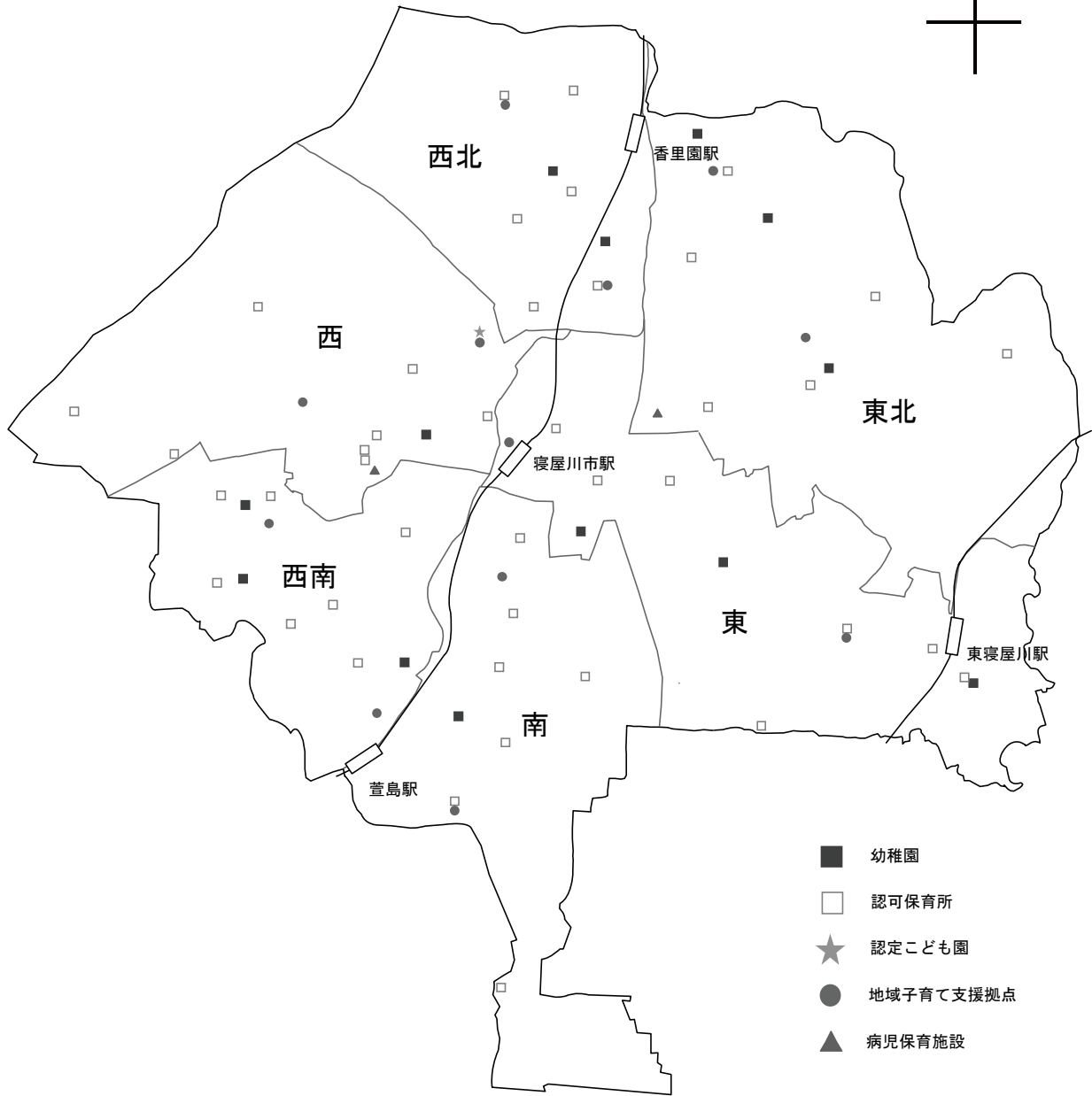
(人・か所)

コミセン エリア	人 口	(うち、小学生までの子どもの人口)			幼稚園数	認可保育所数
		0～5歳	6～8歳	9～11歳		
西北	42,233	2,131	1,095	1,094	2	6
東北	47,698	2,267	1,186	1,247	3	6
東	37,361	2,150	842	898	3	7
西	41,061	1,682	998	1,169	1	※9
西南	40,763	1,958	1,096	1,085	3	7
南	31,887	1,423	680	762	1	7

※保育所型認定こども園1か所を含みます。
(平成26年4月1日現在)

【 教育・保育提供区域図 】

4



2 量の見込み算出の考え方

「子ども・子育て支援事業計画」においては、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」・・・・・・・・・・・・・・・・

① 認定区分

「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況（保護者の就労状況等）により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児



② 家庭類型

幼稚園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分のほか、それぞれの事業をどれだけの家庭が利用するか想定する必要があります。

そのためにニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、各家庭をタイプAからタイプFの8種類に類型化します。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、現在の家庭類型に母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

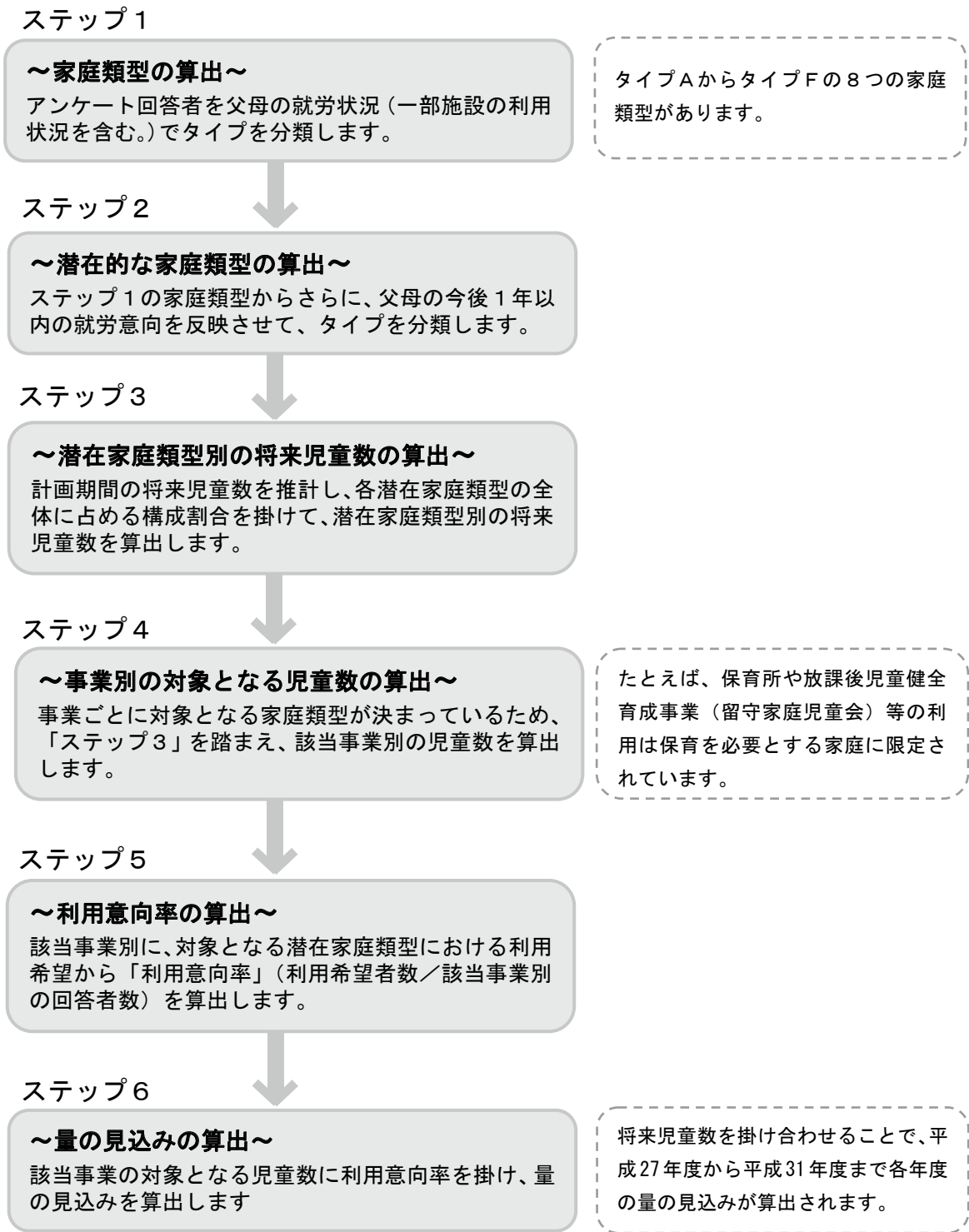
父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休等を含む)			パートタイム就労 (産休・育休等を含む)			未就労
			120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
ひとり親		タイプA							
フルタイム就労 (産休・育休等を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'				
パートタイム就労 (産休・育休等を含む)	120時間以上		タイプC	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	64時間以上 120時間未満			タイプE		↑	↑	↑	
	64時間未満		タイプC'			↑	↑	↑	
未就労						↑	↑	↑	タイプD
									タイプF

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 64 時間 ~ 120 時間の一部) 共働き家庭
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム (就労時間: 月 64 時間未満 + 月 64 時間 ~ 120 時間の一部) 共働き家庭
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満 + 月 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- ※産前産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(3) 量の見込み算出の考え方



※上記ステップを基本に量の見込みを算出していますが、算出されたニーズ量と現状との乖離かいはりがどれくらい生じているかなど、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】 ●●●●●●●●●●

【事業概要】

満3歳以上で保育を必要としない、小学校就学前の子どもが利用できます。

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行います。

【現状】

各年5月1日現在における在籍者数・定員

(人・か所)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在籍者数 (市内在住児のみ)	2,398	2,391	2,454	2,442	2,369
在籍者数 (市外在住児含む)	2,791	2,767	2,844	2,840	2,724
定員数	4,290	4,220	4,185	4,255	4,255
市内実施箇所数	14	14	14	14	14



【今後の方向性】

通園バスの利用により、市外を含め、近隣以外の幼稚園を利用している家庭も多く、市域全体ではニーズに十分対応できることから、新たな確保方策は必要ありません。

市域全体

(人・か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1号認定	2,295	2,353	2,354	2,326	2,288
	2号認定 相当※1	355	366	366	363	357
	合計 ㊤	2,650	2,719	2,720	2,689	2,645
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保 育施設※2	585	585	585	585	585
	上記以外の 施設 ※3	3,532	3,545	3,545	3,545	3,545
	市外施設	453	446	453	453	453
	合計 ㊦	4,570	4,576	4,583	4,583	4,583
過 不 足 (㊦ - ㊤)	1,920	1,857	1,863	1,894	1,938	
市 内 実 施 箇 所 数	14	14	14	14	14	

※1：保護者の就労時間が2号認定相当の時間であっても、幼稚園の利用のみを希望する場合は、1号認定となります。
 ※2：子ども・子育て支援新制度に伴い、新たに創設された財政支援の仕組みである「施設型給付」の対象となる施設。
 ※3：子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園（今後、新制度へ移行することにより、数値が変わる可能性があります。）。

区域別

(人・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西北	量の 見込み	1号認定	460	446	435	425	436
		2号認定 相 当	68	66	64	63	65
		合 計 ㊤	528	512	499	488	501
	（確 保 提 供 方 量 ） 策	特定教育・ 保育施設	210	210	210	210	210
		上記以外 の施設	440	440	440	440	440
		市外施設	0	0	0	0	0
		合 計 ㊤	650	650	650	650	650
過 不 足 (㊤ - ㊤)	122	138	151	162	149		
市 実 施 箇 所 数	2	2	2	2	2		
東北	量の 見込み	1号認定	485	490	489	488	478
		2号認定 相 当	94	95	95	95	93
		合 計 ㊤	579	585	584	583	571
	（確 保 提 供 方 量 ） 策	特定教育・ 保育施設	0	0	0	0	0
		上記以外 の施設	1,232	1,232	1,232	1,232	1,232
		市外施設	1	1	1	1	1
		合 計 ㊤	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233
過 不 足 (㊤ - ㊤)	654	648	649	650	662		
市 実 施 箇 所 数	3	3	3	3	3		
東	量の 見込み	1号認定	453	518	534	535	500
		2号認定 相 当	75	86	88	88	83
		合 計 ㊤	528	604	622	623	583
	（確 保 提 供 方 量 ） 策	特定教育・ 保育施設	70	70	70	70	70
		上記以外 の施設	693	708	708	708	708
		市外施設	98	98	105	105	105
		合 計 ㊤	861	876	883	883	883
過 不 足 (㊤ - ㊤)	333	272	261	260	300		
市 実 施 箇 所 数	3	3	3	3	3		

(人・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西	量の 見込み	1号認定	298	304	305	296	291
		2号認定 相 当	41	42	42	41	40
		合 計 ㊤	339	346	347	337	331
	（確 提保 供 方 量 ） 策	特定教育・ 保育施設	25	25	25	25	25
		上記以外の 施 設	415	415	415	415	415
		市外施設	50	50	50	50	50
		合 計 ㊤	490	490	490	490	490
	過 不 足 (㊤ - ㊤)	151	144	143	153	159	
市 実 施 箇 所 内 数	2	2	2	2	2		
西南	量の 見込み	1号認定	335	340	340	332	330
		2号認定 相 当	63	64	64	63	63
		合 計 ㊤	398	404	404	395	393
	（確 提保 供 方 量 ） 策	特定教育・ 保育施設	210	210	210	210	210
		上記以外の 施 設	752	750	750	750	750
		市外施設	0	0	0	0	0
		合 計 ㊤	962	960	960	960	960
	過 不 足 (㊤ - ㊤)	564	556	556	565	567	
市 実 施 箇 所 内 数	3	3	3	3	3		
南	量の 見込み	1号認定	264	255	251	250	253
		2号認定 相 当	14	13	13	13	13
		合 計 ㊤	278	268	264	263	266
	（確 提保 供 方 量 ） 策	特定教育・ 保育施設	70	70	70	70	70
		上記以外の 施 設	0	0	0	0	0
		市外施設	304	297	297	297	297
		合 計 ㊤	374	367	367	367	367
	過 不 足 (㊤ - ㊤)	96	99	103	104	101	
市 実 施 箇 所 内 数	1	1	1	1	1		

(2) 保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】 ●●●●●

【事業概要】

保育所は、保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、養護及び教育を一体的に行います。

【現状】

各年4月1日現在における在籍者数・定員

(人・か所)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
（在 市 外 在 籍 住 民 者 含 む ） 数	0歳児	222	222	225	234	241
	1・2歳児	1,268	1,316	1,362	1,374	1,471
	3～5歳児	2,258	2,339	2,410	2,422	2,388
	合計	3,748	3,877	3,997	4,030	4,100
定員数		3,885	3,885	4,015	4,035	4,075
実施箇所数		41	41	42	42	42



【今後の方向性】

近年、育児休業中の保育所入所申請数が大幅に増加していることから、1～2歳児の保育ニーズに対応する必要があります。駅周辺地域を中心に、ニーズ量の見込みが現行の定員を大幅に上回る地域があるため、市域全体で保育所の定員を拡充し、受入体制を確保していきます。

《平成26年度の定員と量の見込みの比較》

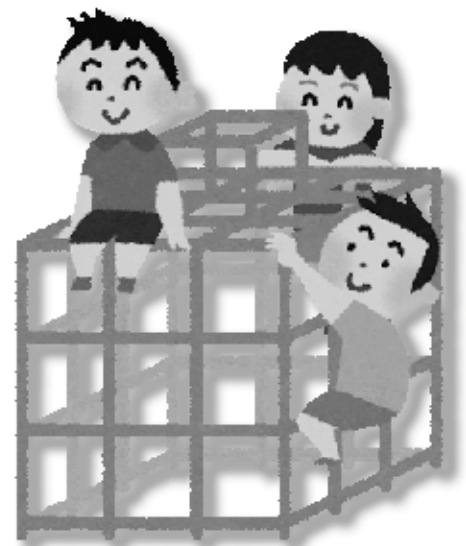
(人)

区域		平成26年度 (定員)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西 北	量見込み	670	677	675	662	653	661
	H26定員との差	—	△7	△5	8	17	9
東 北	量見込み	570	738	737	731	729	718
	H26定員との差	—	△168	△167	△161	△159	△148
東	量見込み	590	850	878	893	894	861
	H26定員との差	—	△260	△288	△303	△304	△271
西	量見込み	745	638	639	636	622	613
	H26定員との差	—	107	106	109	123	132
西 南	量見込み	720	775	779	778	765	759
	H26定員との差	—	△55	△59	△58	△45	△39
南	量見込み	780	564	557	549	546	547
	H26定員との差	—	216	223	231	234	233
市域全体	量見込み	4,075	4,242	4,265	4,249	4,209	4,159
	H26定員との差	—	△167	△190	△174	△134	△84

市域全体

(人・か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込 み ④	2号認定 (3～5歳児)	2,337	2,393	2,393	2,363	2,329
	3号認定 (0歳児)	327	325	320	319	315
	3号認定 (1・2歳児)	1,578	1,547	1,536	1,527	1,515
(確保 提供方 策) ⑤	2号認定 (3～5歳児)	2,418	2,434	2,451	2,451	2,451
	3号認定 (0歳児)	348	348	348	348	348
	3号認定 (1・2歳児)	1,499	1,523	1,536	1,536	1,536
(過 剰 不足) ⑥	2号認定 (3～5歳児)	81	41	58	88	122
	3号認定 (0歳児)	21	23	28	29	33
	3号認定 (1・2歳児)	△79	△24	0	9	21
実施箇所数		42	42	42	42	42



区域別

(人・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西北	量の 見込み ④	2号認定 (3～5歳児)	396	384	374	366	376
		3号認定 (0歳児)	49	49	48	48	48
		3号認定 (1・2歳児)	232	242	240	239	237
	(確 保 量) ⑤策	2号認定 (3～5歳児)	395	401	407	407	407
		3号認定 (0歳児)	56	56	56	56	56
		3号認定 (1・2歳児)	239	243	247	247	247
	(過 不 ④)足	2号認定 (3～5歳児)	△1	17	33	41	31
		3号認定 (0歳児)	7	7	8	8	8
		3号認定 (1・2歳児)	7	1	7	8	10
	実施箇所数		6	6	6	6	6
東北	量の 見込み ④	2号認定 (3～5歳児)	430	435	433	432	424
		3号認定 (0歳児)	40	40	39	39	38
		3号認定 (1・2歳児)	268	262	259	258	256
	(確 保 量) ⑤策	2号認定 (3～5歳児)	337	337	337	337	337
		3号認定 (0歳児)	57	57	57	57	57
		3号認定 (1・2歳児)	206	206	206	206	206
	(過 不 ④)足	2号認定 (3～5歳児)	△93	△98	△96	△95	△87
		3号認定 (0歳児)	17	17	18	18	19
		3号認定 (1・2歳児)	△62	△56	△53	△52	△50
	実施箇所数		6	6	6	6	6

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

(人・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
東	量の 見込み ㊤	2号認定 (3～5歳児)	424	485	500	501	468
		3号認定 (0歳児)	63	63	63	63	63
		3号認定 (1・2歳児)	363	330	330	330	330
	(確保 提供量) ㊤策	2号認定 (3～5歳児)	351	361	366	366	366
		3号認定 (0歳児)	56	56	56	56	56
		3号認定 (1・2歳児)	223	233	238	238	238
	(過 不 ㊤)足	2号認定 (3～5歳児)	△73	△124	△134	△135	△102
		3号認定 (0歳児)	△7	△7	△7	△7	△7
		3号認定 (1・2歳児)	△140	△97	△92	△92	△92
	実施箇所数		7	7	7	7	7
西	量の 見込み ㊤	2号認定 (3～5歳児)	305	312	313	303	299
		3号認定 (0歳児)	65	64	63	62	61
		3号認定 (1・2歳児)	268	263	260	257	253
	(確保 提供量) ㊤策	2号認定 (3～5歳児)	448	448	454	454	454
		3号認定 (0歳児)	61	61	61	61	61
		3号認定 (1・2歳児)	286	296	300	300	300
	(過 不 ㊤)足	2号認定 (3～5歳児)	143	136	141	151	155
		3号認定 (0歳児)	△4	△3	△2	△1	0
		3号認定 (1・2歳児)	18	33	40	43	47
	実施箇所数		9	9	9	9	9

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

(人・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西南	量の 見込み ㊤	2号認定 (3～5歳児)	453	459	460	449	446
		3号認定 (0歳児)	62	61	60	60	59
		3号認定 (1・2歳児)	260	259	258	256	254
	(確保 提供量) ㊤策	2号認定 (3～5歳児)	430	430	430	430	430
		3号認定 (0歳児)	55	55	55	55	55
		3号認定 (1・2歳児)	265	265	265	265	265
	(過 不 ㊤) 足	2号認定 (3～5歳児)	△23	△29	△30	△19	△16
		3号認定 (0歳児)	△7	△6	△5	△5	△4
		3号認定 (1・2歳児)	5	6	7	9	11
	実施箇所数		7	7	7	7	7
南	量の 見込み ㊤	2号認定 (3～5歳児)	329	318	313	312	316
		3号認定 (0歳児)	48	48	47	47	46
		3号認定 (1・2歳児)	187	191	189	187	185
	(確保 提供量) ㊤策	2号認定 (3～5歳児)	457	457	457	457	457
		3号認定 (0歳児)	63	63	63	63	63
		3号認定 (1・2歳児)	280	280	280	280	280
	(過 不 ㊤) 足	2号認定 (3～5歳児)	128	139	144	145	141
		3号認定 (0歳児)	15	15	16	16	17
		3号認定 (1・2歳児)	93	89	91	93	95
	実施箇所数		7	7	7	7	7

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

区域別

(人・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西北	量の見込み㊤	319	317	313	312	318
	確保方策 (提供量)㊥	319	317	313	312	318
	過不足 (㊥ - ㊤)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	6	6	6	6	6
東北	量の見込み㊤	335	332	332	334	334
	確保方策 (提供量)㊥	335	332	332	334	334
	過不足 (㊥ - ㊤)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	6	6	6	6	6
東	量の見込み㊤	378	388	395	401	392
	確保方策 (提供量)㊥	378	388	395	401	392
	過不足 (㊥ - ㊤)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	7	7	7	7	7
西	量の見込み㊤	444	443	444	439	437
	確保方策 (提供量)㊥	444	443	444	439	437
	過不足 (㊥ - ㊤)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	9	9	9	9	9
西南	量の見込み㊤	369	369	370	368	369
	確保方策 (提供量)㊥	369	369	370	368	369
	過不足 (㊥ - ㊤)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	7	7	7	7	7
南	量の見込み㊤	362	356	352	353	358
	確保方策 (提供量)㊥	362	356	352	353	358
	過不足 (㊥ - ㊤)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	7	7	7	7	7

【今後の方向性】

放課後の児童の安全・安心な遊びや生活の場を確保し、一層児童の健全な育成に努めます。また、受入児童については拡充していきます。

《平成 26 年度の定員と量の見込みの比較》

(人)

区域		平成 26 年度 (定員)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西 北	量の見込み	275	366	366	371	372	360
	H26 定員との差	—	△91	△91	△96	△97	△85
東 北	量の見込み	310	412	414	403	386	377
	H26 定員との差	—	△102	△104	△93	△76	△67
東	量の見込み	320	408	411	428	466	532
	H26 定員との差	—	△88	△91	△108	△146	△212
西	量の見込み	290	409	382	365	354	349
	H26 定員との差	—	△119	△92	△75	△64	△59
西 南	量の見込み	270	362	349	340	332	326
	H26 定員との差	—	△92	△79	△70	△62	△56
南	量の見込み	230	287	285	291	288	285
	H26 定員との差	—	△57	△55	△61	△58	△55
市域 全体	量の見込み	1,695	2,244	2,207	2,198	2,198	2,229
	H26 定員との差	—	△549	△512	△503	△503	△534

市域全体

(人・校)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み [㊤]	2,244	2,207	2,198	2,198	2,229
確保方策 (提供量) [㊥]	2,027	2,405	2,405	2,405	2,460
過不足 ([㊥] - [㊤])	△217	198	207	207	231
実施箇所数	24 (41 区画)	24 (55 区画)	24 (55 区画)	24 (55 区画)	24 (59 区画)

区域別

(人・校)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西北	量の見込み [㊤]	低学年	287	285	289	288	277
		高学年	79	81	82	84	83
		合計	366	366	371	372	360
	確保方策 (提供量) [㊥]	325	410	410	410	410	
	過不足 ([㊥] - [㊤])	△41	44	39	38	50	
	実施箇所数	4 (7 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	
東北	量の見込み [㊤]	低学年	319	323	313	291	280
		高学年	93	91	90	95	97
		合計	412	414	403	386	377
	確保方策 (提供量) [㊥]	336	425	425	425	425	
	過不足 ([㊥] - [㊤])	△76	11	22	39	48	
	実施箇所数	4 (6 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	

(人・校)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
東	量の 見込み ㊤	低 学 年	317	322	338	371	436
		高 学 年	91	89	90	95	96
		合 計	408	411	428	466	532
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊥	407	485	485	485	540	
	過 不 足 (㊥ - ㊤)	△1	74	57	19	8	
	実 施 箇 所 数	4 (8 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (14 区画)	
西	量の 見込み ㊤	低 学 年	313	290	274	263	265
		高 学 年	96	92	91	91	84
		合 計	409	382	365	354	349
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊥	420	420	420	420	420	
	過 不 足 (㊥ - ㊤)	11	38	55	66	71	
	実 施 箇 所 数	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	
西南	量の 見込み ㊤	低 学 年	279	269	259	253	250
		高 学 年	83	80	81	79	76
		合 計	362	349	340	332	326
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊥	279	360	360	360	360	
	過 不 足 (㊥ - ㊤)	△83	11	20	28	34	
	実 施 箇 所 数	4 (6 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	
南	量の 見込み ㊤	低 学 年	220	217	227	223	221
		高 学 年	67	68	64	65	64
		合 計	287	285	291	288	285
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊥	260	305	305	305	305	
	過 不 足 (㊥ - ㊤)	△27	20	14	17	20	
	実 施 箇 所 数	4 (5 区画)	4 (8 区画)	4 (8 区画)	4 (8 区画)	4 (8 区画)	

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）●●●●●●●●●●

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援の提供に結びつける事業です。

【現状】

(人・件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出 生 数 ※	1,942	1,969	2,058	2,058	1,884
訪 問 数	1,688	1,730	1,777	1,767	1,612

※各年4月1日から翌年3月31日の間の出生数。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業等とも連携し、子育てを始める保護者の不安を軽減し、必要な支援に結び付けるために、引き続き全戸訪問を実施します。

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確 保 方 策 (実 施 体 制)	民生委員・児童委員 (69 人) に訪問員を委嘱。				

区域別

(人日・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西北	量の見込み	24,936	25,572	25,416	25,248	25,032
	確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
東北	量の見込み	24,360	23,880	23,724	23,544	23,340
	確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
東	量の見込み	46,140	43,224	43,224	43,260	43,188
	確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
西	量の見込み	34,896	34,356	33,936	33,444	32,868
	確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
西南	量の見込み	32,712	32,544	32,352	32,088	31,692
	確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
南	量の見込み	15,504	15,708	15,504	15,336	15,144
	確保方策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2

区域別

(人日・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西北	量の 見 込 み	1 号 認 定	2,668	2,591	2,525	2,466	2,526
		2号認定相当	9,463	9,177	8,942	8,752	8,977
		合 計 ㊤	12,131	11,768	11,467	11,218	11,503
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊦	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	
	過 不 足 (㊦ - ㊤)	△7,251	△6,888	△6,587	△6,338	△6,623	
	実 施 箇 所 数	1	1	1	1	1	
東北	量の 見 込 み	1 号 認 定	2,517	2,550	2,542	2,534	2,478
		2号認定相当	14,259	14,429	14,380	14,356	14,067
		合 計 ㊤	16,776	16,979	16,922	16,890	16,545
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊦	21,020	21,020	21,020	21,020	21,020	
	過 不 足 (㊦ - ㊤)	4,244	4,041	4,098	4,130	4,475	
	実 施 箇 所 数	3	3	3	3	3	
東	量の 見 込 み	1 号 認 定	2,109	2,414	2,490	2,490	2,325
		2号認定相当	10,164	11,623	11,988	12,007	11,229
		合 計 ㊤	12,273	14,037	14,478	14,497	13,554
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊦	18,580	18,580	18,580	18,580	18,580	
	過 不 足 (㊦ - ㊤)	6,307	4,543	4,102	4,083	5,026	
	実 施 箇 所 数	2	2	2	2	2	

(人日・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西	量の 見 込 み	1 号 認 定	1,627	1,663	1,672	1,617	1,589
		2号認定相当	6,915	7,058	7,091	6,874	6,765
		合 計 ㊤	8,542	8,721	8,763	8,491	8,354
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊦	7,320	7,320	7,320	7,320	7,320	
	過 不 足 (㊦ - ㊤)	△1,222	△1,401	△1,443	△1,171	△1,034	
	実 施 箇 所 数	1	1	1	1	1	
西南	量の 見 込 み	1 号 認 定	1,243	1,263	1,264	1,232	1,223
		2号認定相当	4,528	4,594	4,598	4,489	4,467
		合 計 ㊤	5,771	5,857	5,862	5,721	5,690
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊦	8,820	8,820	8,820	8,820	8,820	
	過 不 足 (㊦ - ㊤)	3,049	2,963	2,958	3,099	3,130	
	実 施 箇 所 数	1	1	1	1	1	
南	量の 見 込 み	1 号 認 定	625	605	595	592	599
		2号認定相当	986	953	937	933	946
		合 計 ㊤	1,611	1,558	1,532	1,525	1,545
	確 保 方 策 (提 供 量) ㊦	0	0	0	0	0	
	過 不 足 (㊦ - ㊤)	△1,611	△1,558	△1,532	△1,525	△1,545	
	実 施 箇 所 数	0	0	0	0	0	

※通園バスの利用等により、在住区域外への通園が可能であるため、過不足についてはこの限りではありません。

② 保育所等の一時預かり

【事業概要】

保護者に用事があるときやリフレッシュしたいとき、保育所、認定こども園で子どもを一時的に預かる事業です。

【現状】

(人日・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	6,735	6,487	5,623	5,368	5,273
実施箇所数	6	6	6	7	7

【今後の方向性】

利用実績は減少傾向ではあるものの、一定のニーズがあるため、今後も実施します。また、ニーズ量の高い区域については、隣接区域の施設で受け入れ、市域全体で対応します。

市域全体

(人日・か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み [㊤]	10,809	10,950	10,984	10,906	10,692
確保方策 (提供量) [㊥]	14,038	14,038	14,038	14,038	14,038
過不足 ([㊥] - [㊤])	3,229	3,088	3,054	3,132	3,346
実施箇所数	8	8	8	8	8

区域別

(人日・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西北	量の見込み④	1,200	1,196	1,177	1,161	1,170
	確保方策 (提供量)⑤	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
	過不足 (⑤-④)	1,240	1,244	1,263	1,279	1,270
	実施箇所数	1	1	1	1	1
東北	量の見込み④	670	668	664	661	652
	確保方策 (提供量)⑤	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
	過不足 (⑤-④)	550	552	556	559	568
	実施箇所数	1	1	1	1	1
東	量の見込み④	5,062	5,212	5,294	5,300	5,122
	確保方策 (提供量)⑤	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234
	過不足 (⑤-④)	△1,828	△1,978	△2,060	△2,066	△1,888
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西	量の見込み④	1,769	1,773	1,767	1,726	1,698
	確保方策 (提供量)⑤	3,572	3,572	3,572	3,572	3,572
	過不足 (⑤-④)	1,803	1,799	1,805	1,846	1,874
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西南	量の見込み④	930	935	933	918	910
	確保方策 (提供量)⑤	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352
	過不足 (⑤-④)	1,422	1,417	1,419	1,434	1,442
	実施箇所数	1	1	1	1	1
南	量の見込み④	1,178	1,166	1,149	1,140	1,140
	確保方策 (提供量)⑤	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
	過不足 (⑤-④)	42	54	71	80	80
	実施箇所数	1	1	1	1	1

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

寝屋川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：寝屋川市 保健福祉部 こども室

〒572-8533

大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号

T E L : 072-838-0134

F A X : 072-839-6767

E-mail : kodomo@city.neyagawa.osaka.jp

※作成コスト：1冊あたり 313.2円 (360部作成)